

デジタル乗車券取扱規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>デジタル乗車券取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2024年 6 月17日規則第64号</p> <p>(デジタル乗車券の改札)</p> <p>第10条 旅客は、デジタル乗車券を使用する場合、対応改札機に<u>識別情報を読み取らせることにより</u>改札を受けて入場し、同一のデジタル乗車券を用いて対応改札機による改札を受けて出場しなければならない。<u>なお、旅客が当社の定めるところにより、自らの顔を撮影した画像データを登録し、必要な設定をした場合にあつては、当社指定の顔認証カメラにおいて、自己の顔を認証させること（以下「顔認証」という。）により、識別情報の読み取りに代えることができる。</u></p> <p>2 旅客は、係員から請求があつた場合は、いつでも対応端末に表示された乗車券情報を提示し、検査を受けなければならない。</p> <p>3 旅客は、本人及び同行者の合計人数分のデジタル乗車券につき、自らが改札を受けることで、同行者にデジタル乗車券を利用させることができる。<u>ただし、第1項の規定にかかわらず、同行者に利用させるデジタル乗車券については、顔認証による改札を受けることはできない。</u></p> <p>4 前各項の規定にかかわらず、当社は、次の各号に掲げる場合、対応改札機による改札に代えて、当社が定める方法による改札を認めることがある。</p> <p>(1) 第16条第1項第2号及び第3号に該当する場合であつて、使用開始処理がされたデジタル乗車券を改札する場合</p> <p>(2) その他当社が必要と認める場合</p> <p>(不正使用等の旅客に対する増運賃の徴収)</p> <p>第18条 前条第2号から第7号までに掲げる場合に該当し、デジタル乗車券を無効としたときは、次の各号に定めるところにより増運賃</p>	<p>デジタル乗車券取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2024年 6 月17日規則第64号</p> <p>(デジタル乗車券の改札)</p> <p>第10条 旅客は、デジタル乗車券を使用する場合、対応改札機による改札を受けて入場し、同一のデジタル乗車券を用いて対応改札機による改札を受けて出場しなければならない。</p> <p>2 旅客は、係員から請求があつた場合は、いつでも対応端末に表示された乗車券情報を提示し、検査を受けなければならない。</p> <p>3 旅客は、本人及び同行者の合計人数分のデジタル乗車券につき、自らが改札を受けることで、同行者にデジタル乗車券を利用させることができる。</p> <p>4 前各項の規定にかかわらず、当社は、次の各号に掲げる場合、対応改札機による改札に代えて、当社が定める方法による改札を認めることがある。</p> <p>(1) 第16条第1項第2号及び第3号に該当する場合であつて、使用開始処理がされたデジタル乗車券を改札する場合</p> <p>(2) その他当社が必要と認める場合</p> <p>(不正使用等の旅客に対する増運賃の徴収)</p> <p>第18条 前条第2号から第7号までに掲げる場合に該当し、デジタル乗車券を無効としたときは、次の各号に定めるところにより増運賃</p>	

を徴収する。

(1) 当社線内に限り有効のデジタル乗車券

当該デジタル乗車券の運賃及び料金並びにその2倍の増運賃を徴収する。

(2) 前号以外のデジタル乗車券

当該旅客の乗車駅からの普通運賃及び料金並びにその2倍の増運賃を徴収する。なお、乗車駅が不明の場合は、列車の出発駅から乗車したものとみなす。

附 則

この規則は、2025年3月25日から施行する。

を徴収する。

(1) 不定区間を乗車する旅客

通用期間開始日から発見当日までの日数に、旅客営業規則第17条第4号に規定する1日乗車券（エンジョイエコカード）の発売額を乗じた額及びこれと同額以内の増運賃を徴収する。

(2) 前号に該当しない旅客

当該旅客の乗車駅からの普通運賃及び料金並びにその2倍以内の増運賃を徴収する。ただし、乗車駅が不明の場合は、列車の出発駅から乗車したものとして、普通運賃及び増運賃を徴収する。